

国家知識産権局「専利権侵害行為認定指南（意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会 特許専門委員会

条項番号	修正提案	修正理由
<p>第1章 第1節 1.3</p>	<p>専利物品の組立及び修理工為</p> <p>侵害被疑者が同一の、又は相異なる経路から入手した部品を専利物品に組み立てることは、専利物品の製造行為に該当する。</p> <p>専利権者が製造した、又は専利権者の許諾を経ずに製造した専利物品の販売後、専利物品の所有権者(合法的な所有者を含む)が専利物品の使用過程で、専利物品が正常に機能するよう、専利物品に対して必要な修理を施す行為は専利権侵害行為を構成しない。しかし、専利物品の使用寿命が終了し、その本来の機能を喪失した後、所有権者が廃棄された専利物品を再加工し、その本来の機能を回復させる行為は「再製造」と呼ばれ、専利権侵害行為を構成する。</p> <p><u>また、専利物品につき第三者により専利物品中の専利発明の本質的部分を構成する部材の全部又は一部につき加工又は交換がされた場合には、専利権は消尽せず、専利権侵害行為を構成する。</u></p> <p>修理には、専利による保護を受けていない部品を交換すること、同一部品を重複して交換すること、異なる部品をそれぞれ交換することが含まれる。ただし、新物品を製造する権利又はすでに使用した、若しくは消尽した物品に対する再製造の権利は含まれない。再加工行為が修理に該当するか、再製造に該当するかを判断するにあたっては、通常、次の点を考慮する必要がある。第一に、最も早く販売された物品と交換が必要な部品との関係。第二に、当該部品の構造、価格、消耗品であるか否か。第三に、購入前に、専利権者と購入者との間で修理に関する合意に達したか</p>	<p>2項において、左記「同一部品を重複して交換すること、異なる部品をそれぞれ交換すること」が、専利部分にかかわるかどうかに関係なく修理と認定され、専利権侵害行為を構成しないと認定されることは、妥当でない。</p> <p>翻って、専利発明の本質的部分を構成する部材の全部又は一部について加工又は交換がされた場合には、専利発明の実質的価値を再度実現したものと評価することができるから、専利権者に対価取得の機会を与えるべきである。このような趣旨に鑑み、左記のとおり修正を提案する。</p>

	否か。	
第1章 第5節	<p>輸入 (略)</p> <p>中国国内において専利権を有する専利権者若しくはその被許諾者が、当該専利権の対応外国特許権が存在する中国以外の国外で専利物品又は専利に係る方法により直接的に取得した物品を販売した後、購入者が当該物品を中国国内に輸入し、中国国内で使用、販売許諾、販売を行うことは、専利権侵害行為を構成しない。</p>	<p>左記条項は、国際消尽を規定したものと理解されるが、中国国外に対応特許権が存在しない場合も含んでいる。中国国内で専利権を有する専利権者が、対応特許権が存在しない国において物品を販売しても、当該国で特許による利得を得ることはできない。このため、このような場合にまで消尽すると定めることは、行き過ぎである。したがって、中国国外に対応特許権が存在する場合に限定すべきと考える。</p>
第2章 第1節 1.2	<p>専利権者による黙示の許諾</p> <p>専利権者による黙示の許諾は、黙示契約の形式の一つである。専利権者による黙示の許諾には、技術規格に基づいて生じた専利の黙示の許諾、物品の販売により生じた黙示の許諾、先以前の使用許可に基づいて生じた専利の黙示の許諾などが含まれる。</p>	<p>左記「先使用に基づいて生じた専利の黙示の許諾」は、本ガイドライン案 1.2.3 によれば、専利権取得前の使用許可、すなわち信義則により認められるものであり、いわゆる先使用权（専利法 69 条（2））とは趣旨が異なっている。左記「先使用に基づいて生じた専利の黙示の許諾」が先使用权（専利法 69 条（2））と誤解されないよう、文言を明確化すべきである。</p>
第2章 第1節 1.2.1	<p>技術規格に基づいて生じた専利の黙示の許諾</p> <p>専利権者が規格制定に参画するときに、標準化組織に対して自身の標準必須専利を十分に開示せずに、当該専利が国家規格、業界規格若しくは地方規格に組み入れられた場合は、専利権者が他人に規格の実施と同時に当該専利の実施を許諾したものとみなし、他人による専利の実施行為は、「専利法」第 11 条に規定された専利権侵害行為に該当しない。</p> <p>専利を実施するにあたり、それを国家規格に組み込むことを前提としなければならない場合は、専利権者が専利を自発的に技術規格に組み入れても、それだけにより専利権者が他人による使用に対して黙示の許諾を行ったと認定してはならない。することはできない。専利を管理する業務部門は、専利権者が事件に係る専利を規格に組み込んだ主観</p>	<p>1 項に関し、2015 年 12 月に、国务院法制弁公室が公表した中華人民共和国専利法修正草案（送審稿）（以下、「国务院送審稿」という。）では、国家標準の制定に参加する特許権者が標準の制定において開示しなかったことで実施許諾したものをみなされる特許は「標準必須特許」に限定されているため（国务院送審稿 85 条）、本ガイドラインでもそのように規定すべきである。</p> <p>また、開示が「十分」かどうかは無用の紛争を招きかねないため、国务院送審稿 85 条の文言のとおり、単に「専利を開示せずに」と修正すべきである。</p> <p>最終項は、国家規格に組み込むことが強制されるような場合であっても、主観的要素、客観的要素を考慮することで、より黙示の許諾を認定する方向に働くものと理解されるため、削除が妥当であると考えられる。</p>

	的な動機、客観的な必須度合などを考慮する必要がある。	
第2章 第1節 1.2.3	先以前の使用許可に基づいて生じた専利の黙示の許諾 他人にその専利の実施を指導する又は推奨するなど、専利権者が他人に使用を許可諾する行為が専利権の取得よりも先に存在した場合、当該他人は、当該先使用許可に基づき、専利実施の黙示の許諾を取得する可能性がある。	(第2章 第1節 1.2の修正理由と同じ。)

以上